平成２６年（フ）第８４３４号
東京都台東区橋場１丁目21―５　カットルームいながき
破産者　稲垣　正幸
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４８５号
埼玉県草加市谷塚２丁目26―17―102
破産者　吉田　克行
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０１号
東京都渋谷区笹塚１丁目42―６―401
破産者　千田　　健
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５０２号
東京都立川市砂川町１丁目51―７―202
破産者　宮本あずさ（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５１６号
東京都板橋区常盤台１丁目49―４―201
破産者　西谷いそ子（旧姓久保）
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５１７号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目25―18
破産者　松尾　修宏
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６４６号
東京都足立区千住河原町９―７　林電機ビル
破産者　林　　邦光
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６８０号
東京都江東区北砂５丁目８―５―203
破産者　小林　康孝
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６９１号
東京都墨田区菊川３丁目12―６―402
破産者　鈴木　　健
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７０４号
埼玉県越谷市千間台東１丁目７―14―1301
破産者　池田　　浩
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７３６号
埼玉県川口市戸塚１丁目７―４
破産者　田中　初美
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７７７号
東京都世田谷区砧２丁目16―１―202
破産者　赤塚　清広
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８４９号
埼玉県さいたま市西区大字高木161―３
破産者　杉田　正弘
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８５５号
東京都台東区松が谷３丁目18―11―601
破産者　遠山　博美
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４１号
福岡市中央区大名２丁目１番５号ＳＧビル２階
破産者　有限会社キッチン.
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９５０号
札幌市北区拓北７条２丁目９番23号
破産者　有限会社札幌寿商事
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７０８号
東京都板橋区小豆沢２丁目２番８号
破産者　株式会社三和オートテック
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７０９号
東京都板橋区小豆沢２丁目２番８号
破産者　有限会社サンワフレックス
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１５２号
東京都町田市玉川学園２丁目21番４―301号
破産者　日邦産業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１５３号
東京都町田市玉川学園２丁目14―３
破産者　片桐　惠子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１５４号
東京都町田市玉川学園２丁目14―３
破産者　片桐　　浩
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７４５号
東京都青梅市師岡町４丁目２―１―204、開始決定時の住所東京都青梅市東青梅１丁目161―４　ダイアパレスグランデージ東青梅Ⅲ308
破産者　佐々木政勝
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５６７号
神奈川県川崎市高津区久本２丁目４―４　農林水産省第２溝ノ口寮110
破産者　井出トヨ子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部